

控訴事件の判決及び同判決に対する上告の提起等について

1 事件名

建築基準法 4 2 条 2 項道路指定無効確認等請求控訴事件（東京高等裁判所 平成 27 年（行コ）第 1 4 7 号）

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成 25 年(2013年) 3 月 19 日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成 27 年(2015年) 3 月 26 日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 月 2 日 東京高等裁判所に控訴の提起

7 月 30 日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

8 月 14 日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

4 事案の概要

本件は、区長が建築基準法 4 2 条 2 項に基づき行った控訴人が共有持分を有する土地に隣接する道路（以下「本件道路」という。）の道路指定処分について、控訴人が、当該指定処分は建築基準法の要件を満たしていないなどと主張して、指定処分の不存在の確認を求めるとともに、本件道路の 2 項道路該当性を巡り、物心両面において損害を受けたなどと主張して、金 8 3 0 万円の損害賠償金等の支払を求めた事案である。

控訴人は、第 1 審判決では請求が棄却されたため、これを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起した。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 処分行政庁が昭和 50 年 4 月 1 日中野区告示第 24 号で行った本件道路に対する建築基準法 4 2 条 2 項の道路指定は不存在であることを確認する。

(3) 被控訴人は控訴人に対し、金 8 3 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(4) 控訴費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

(5) 控訴の趣旨(3)につき仮執行宣言を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 本件道路について2項道路の指定があるか否かについて

(ア) 区長は、昭和50年4月1日中野区告示第24号により本件指定処分をしているところ、本件道路は基準時（建築基準法が施行された昭和25年11月23日をいう。以下同じ。）において、都市計画区域内にあり、建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道をなしており、一般の交通に使用され、その中心線が明確で当該道の上に接する建築敷地があったと認められる。

(イ) そして、本件道路の幅員が1.8m以上あった場合には、本件道路について2項道路の指定が存在したものといえるところ、基準時から60年以上経過している現時点において、本件道路の幅員を寸分違わず明らかにするのは困難であるが、昭和3年11月12日付けで作成された建物の設計図において本件道路は「六尺通路」と記載されていること（六尺は約181.8cmである。）等の事実を鑑みると、基準時における本件道路の幅員は少なくとも1.8m以上あったものと推認するのが相当である。

(ウ) よって、本件道路について2項道路の指定があったといえる。

イ 国家賠償請求権の存否について

(ア) 区長が中野区生活道路の拡幅整備に関する条例に基づき表示した道路中心線が、基準時における本件道路の道路中心線の位置と客観的には異なるものであったとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではないというべきであり、区長が現地調査を行い、これに基づき2項道路の道路中心線を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と道路中心線を表示したと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受けるものと解するのが相当である。

(イ) この点、上記アのとおり、基準時当時の本件道路の幅員を寸分違わず明らかにすることは容易でないところ、区長は本件道路の道路中心線判定に関し、現地調査を実施した上でこれを行ったものであると認められるのであり、本件全証拠によっても職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と道路中心線を表示したと認め得るような事情は認められない。

(ウ) よって、控訴人の被控訴人に対する国家賠償請求権は成立しない。

7 上告の趣旨等

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理の申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。